

## シンポジウム

### 大学における看護教育カリキュラムについて

#### 一その目標の設定をめぐって一

司会： 山崎智子， 助言者：芝田不二男， 森田道子

1. 三年課程の高等看護学院における教育者の立場から	4 4
高知県立幡多高等看護学院 小林 郁子 (7回生)	
2. 看護教育における短期大学の役割と限界	4 8
愛知県立看護短期大学 高橋 章子 (6回生)	
3. 研究員や現任教育の立場から	5 1
東京都精神医学総合研究所 医療看護研究室 中山 洋子 (16回生)	
4. 四年制大学における看護教育について	5 6
高知女子大学 南 裕子 (11回生)	
質疑応答	6 0
第3回学会よびかけ 運営委員長 森田 道子	7 1

## 1. 三年課程の高等看護学院における 教育者の立場から

高知県立幡多高等看護学院 小林 郁子（7回生）

私に与えられましたのは、看護学校（各種学校・専修学校）の立場でということですが、あまりにも問題が多すぎ、何を話すか困りましたが、一応現状の問題点をふまえて、看護教育を考えてみることにしました。本日の私の話は、①現在の看護教育の問題 ② 専門職としての看護 ③教育理念 ④看護学校の教育目的・目標 ⑤今後の課題 ということで進めていきたいと思います。

### はじめに

看護は人間を対象とし、科学に基づく実践活動であると考えます。この看護を職とする看護婦に当然要求されるものは、①人間理解 ②高度な知的能力 ③すぐれた技術 ④知能や技術を支える価値観や態度であろうと思います。ならば看護婦の基礎教育である看護学校において、どう教育がなされなければならないかを、現状の問題をふまえて考えていきたいと思います。

#### 1. 看護教育の現状の問題

現行カリキュラムが、看護をより広い枠組で考えること、専門職業人としての自己完成をはかること、専門職業教育の基盤としての教科がたてられたこと、教育を診療科の系統に依存させないこと、等の特徴をもって改訂がなされて約10年、看護教育制度の改革を呼びながら、よりよい看護教育を考え、実践していくなかで、やはり多くの問題があり試行錯誤しながらという現状であります。この現在の教育が十分に効果をあげえない原因は何かを分析してみますと

まず、看護学一看護の科学一がいまだ確立しているとは云えないことです。看護を科学として確立しようと努力している人々が多くあり、徐々にその方向に向いつつあるが、看護の本質を見きわめ、それを実証的に、一般化・法則化してゆかねば、看護の科学化はありえないでしょう。この看護学が確立されていないことが、ひいては看護教育の内容の問題や系統的教育がなされない一つの原因ともなってくるのです。現状の教育が、系統的に未整理であり、内容をただ盛りだくさんとし、カリキュラムに余裕がなく、過密スケジュールとなっていること、技術第一で、医学に追随した診療科別の寄せ集めの教育内容の傾向が残っていること、一般教養科目が教科全体に占める割合が短大等に比べて少なく、看護婦の教養が必ずしも高いとはい難いこと、教育内容が一定でなく、格差があり、多種多様なコースが設定され、教育レベルがまちまちであり、質的水準が一定でないこと、これら全てのことは、看護学校の看護教育の中での位置づけと、看護職の中での役割が明解で

ないため、卒業すれば全て「看護婦」という期待に答えなければならないことから生ずる問題であると思います。

第二に、看護教師の問題がありますが、看護教育において、最も重要なのは、看護教師であると考えますが、現在においては、看護教師としての専門の教育制度（高校衛生は別として）、法律上の免許制度がないことです。現行の指定規則においては、看護婦の資格を有する者であればよいことになっており、看護婦イクオル教師で、はたしていいものであろうか。また、看護教師は、常に新しい知識・技術を吸収し研究して行く姿勢が必要であるが、その時間的余裕がなく、本来の教育業務も十分になされず、事務的業務に追われているのが現状です。

第三に、継続教育、卒業教育の問題について考えてみると、基礎教育を終了し、専門職業人としてさらにその上に積み重ねられるべき各専門分野への継続教育の制度が確立されていません。全ての職業教育がそうであるように、基礎的教育は出来ても、現場すぐ役立つ実際的訓練・教育はできないのである。看護教育においても同じで、卒後の現場での教育が必要であるが、学校教育と卒後教育との連携がとれていないことが問題です。

第四に、看護学校の公的責任の所在が医療行政担当官庁にあり、教育担当官庁にないということです。と云うことは看護学校の教育が行政レベルで目的が決まり、看護婦教育でなく、ともすれば看護婦養成ととらえられ、行政の出先機関・医療機関の一部としてあると考えられているのです。また、学校経費の出処がどこかということも考えなくてはならないことであり、看護学校が、行政や医療の一部として組み込まれているのではなく、独立した学校となるべきだと考えますが、現在はまだ学校として独立していないのです。このために、非常勤講師への依存度が高くなり、教育の中心となるものが周囲へおしゃられたり、教員が真に教育者としてとらえられないという問題をも生じてくるのです。

以上四つの問題点を簡単に述べましたが、よりよい教育を行うためには、この問題解決をすることが是非とも必要であると考え、①看護を学として体系づけ、系統立った教育を行うこと ②カリキュラムに余裕をもち、人間形成を主眼に、人間として深まりのある教育を行うこと ③教師は専門の学問を追求することを任務とし、教育に専念出来るようにすること ④看護学校の公的責任の所在を教育体当官庁にすること の四点が教育効果を高める要因となるのではないかと考えます。

## 2. 専門職としての看護

看護とは、医療の一分野として展開されるものであり、全人間を対象に、その人間の基本的ニードを充すため、科学的基礎により行われる対象への援助活動であると考えます。看護が科学であり、人間のニードを充すものであるならば、それだけの学問体系を持ち、当然専門職であるべきと考えます。が現状においては、未だ専門職として確立しているとは云えない。しかし私達は専門職でなければと願うのです。故に看護教育も、専門職としての方向づけとして、専門職業人になりうるための教育で

なければならないと考えます。しかし、三年間の看護学校教育では、あくまでも専門職業人の基礎教育であると考えます。

現状の看護婦を分析してみると、常に学習し研究する態度の不足。主体的実践の不足。現論と実践が結びつかない。高度に組織化された集団としての認識不足。という問題があがってくるのです。この問題解決を教育の中で考えて行くことが、専門職としての看護婦を育てる一助となると考え、①系統的な看護実践が主体的に行えること。②自己の役割と責務が認識できること、③常に研究が看護の発展をささえるものであることを認識し、実践できること ④人間的深まりがあることに教育の主眼をおくことが必要だと考えます。

### 3. 教育理念

人間社会においては、大部分は職業生活からなりたっており、社会生活に適した人間の育成、職業を通して立派に社会に貢献できる人間の育成を目的とし、従弟的なイメージでなく、専門職として確立させるために看護教育は、職業教育であると考えます。と同時に、生涯を通じて自らをたかめるための生涯教育もあると考えます。

教育はあくまでも、全人教育でなければならないし、看護教育においても、単に学問教育のみではなく、人間そのものをとらえた教育でなければならないと思います。職業陶冶でなく、また個性を没却したものでもなく、真に良い教育を行うことにより、潜在能力を自然に伸ばし、自己完成をめざすのです。故に教育とは、自己開拓であり、自己深化であり、学生に真理を生み出すための動機づけであると考えます。

### 4. 看護学校における教育目的、目標

看護は専門職でなければならないと考え、三年間の看護教育は、そのための基礎教育であり、その教育は、人間形成を主眼とした職業教育であることは、今まで述べてきましたが、教育理念に従い、現状の看護婦に不足している専門職としての意識、主体性、人間的深まりを充せるような教育目的、目標を以下考えてみたいと思います。三年間の看護学校の教育目的は、看護の専門職業人を育成するための基礎教育を行うことであり、この目的を達成するためには、具体的にどのような目標を持つか考えてみますと

まず、豊かな人間的価値感を持ち、個人としての人間成長、自己をみつめ、常に自己完成をめざす、これが生涯教育へと通ずるものであり、社会の要求に応えられる豊かな人間性と教養を身につけることで実現すると考えます。

看護は、哲学に支えられた科学であると考えます。それが看護学として成立するならば、科学的理論の裏づけを必要とされるのです。あらゆる側面より身近な問題が提起でき、自らの主体性と判断にもとづいた看護を、系統的に実践するためには、基礎的知識・技術及び態度の習得が必要あります。しかし、看護が哲学に支えられている以上、自己の看護哲学一看護観一を明確にしなけれ

ばならないと考えます。知識・技術の習得にとどまらず、自己の看護観を明確にすることにより、看護の発展をさまたげている科学的思考を欠いた実践を解決して行けるのではないかでしょうか。自己の看護を高めて行くには、自己の能力を適正に評価し、継続的に自己学習がすすめられ、常に理論を実践の上に照らし、修正し続けて行く動的態度を養うことが必要であります。これにより、現状の看護婦に不足していると云われる「考える」、「主体性・創造性」を持つ看護婦に近づけるのではないかでしょうか。

専門職としての看護の発展を望むならば、研究なしにはありえないと考えます。基礎教育の段階においても、研究の本質を学ぶ必要があると考えます。研究のできる看護婦をめざしその下地を作つておきたいと思います。

看護は医療の一分野であり、そのチームの中での看護の役割、責任を自覚し、社会に貢献できる能力を養うと同時に、専門職業人としての自覚をも養いたいと考えます。

以上述べた目的・目標をもって教育を行えば、私達の育てたい、系統的な看護実践が主体的に行なえる。自己の役割と責務が認識できる。研究ができる。人間的深まりのある看護婦が育ってくれると考えます。そのためには、この教育を高める要因を柱にカリキュラムを開拓していくことが必要であると思います。

## 5. 今後の課題

看護教育が、どうあるべきかを今迄述べてきましたが、現行の指定規則、カリキュラムの中で、いかによりよい看護教育を行うかということは、大変に困難なことです。

看護制度、看護教育制度の改革が、現在呼ばれてはいるが、いまだ実現しないならば、現在の看護学校の看護教育における位置づけ、看護職の中における位置づけ、役割をはっきりとさせ、現在の様に、どの教育課程を卒業しても、看護婦として期待されることが同じであると云うことなく、大学の、看護学校には看護学校の役割が明確になされることは是非とも必要であると考えます。

そうすれば、教育目的も明解になり、盛りだくさんの過密カリキュラムの弊害もまぬがれるだろうし、教育内容も何を主眼におくかが判つきりとしてくると思います。

私は前にも述べた様に、看護学校における教育は、看護婦の基礎教育であり、一般的な看護の知識、技術、態度を学び、将来どの方向にでも進み得る基本的な教育を行うことにあると考えます。これ以上の教育は専門教育として、卒業後、各々の場所で再教育を受けることにより、専門職業人として完成していくものであり、看護学校はあくまでも実務看護婦を育成し、研究者、教育者、専門看護婦の育成をするのではないと考えます。

最後に、看護学の体系づけ、看護教育の体系づけが、一日も早くなされることを期待して私の論をおわります。

## 2. 看護教育における短期大学の役割と限界

愛知県立看護短期大学 高橋章子  
(6回生)

### はじめに

看護短大におけるカリキュラムは、短期大学設置基準に従って編成されており、一般教養科目が多少増えていることを除いては、保助看法の指定規則に従った各種学校（以下学院という）におけるカリキュラムと大きな違いはない。従って、看護を短大で教えることの意義は、教育環境をも含めた教育方法にあるのではなかろうか。このような視点から学院教育と比較しながら、短大における看護教育の特色や問題点について考えてみたい。

#### 1. 愛知県立看護短期大学における教育目標

本学の教育目的には「広く一般教養を高めるとともに、深い看護に関する専門の知識と技術を修得せしめ、もって、社会的に有為な女性を育成し、あわせて、看護の学問的研究の発展に寄与する」ことが述べられている。

本学が開学した昭和43年には、看護大学はむろん短大の数も少なかったところから、卒業生が看護界において担う役割への期待が大きかったことを反映している。そして、その時点で看護教員が直面した課題は、「短大における看護教育とは?」、「学院教育との違いは何か?」ということであった。

看護者は、あらゆる状況にある人々に対して主体的に看護を実践できることを要求されているのであるから、看護教育においては、そのため必要な能力を育成しなければならない。そこで、看護実践に必要な能力とは、いわゆる問題一解決的思考方法を次のようなプロセスを経て学ばせることによって育成されるのではないかと考えて来た。

1) 対象を把握し健康上の問題を認識する能力、関連する諸科学の原理を応用して、対象である患者を人としてまたは全体的な人間として把えると共に、予後の見通しをも含めた健康（疾病）のレベルを理解できた上で、健康上の問題を認識する能力。それに必要な観察力、判断力やコミュニケーションの能力。

2) 看護者、患者関係を発展させてゆく能力

いわゆるコミュニケーションの技術を越えた、究極的には治療的人間関係にまで発展させてゆけるような相互作用を展開できる能力。患者との人間関係は、その人の「健康の回復」という目

的のもとに開展されるのであるが、看護者に確かな人間理解に基づく成熟した人間観がなければ、真の人間関係は発展しない。従って看護者は、豊かな人間性と共に自己を洞察し認識できる能力を高めなければならない。

3) 対象のもつ健康上の問題を解決し援助できる能力

患者の苦痛を少しでも軽減したいという人間的共感の上に看護者としての役割を自覚して、対象の自立を助けながら援助できる能力。またここでは、看護ケアを安全に安楽に行える技術的な能力も必要である。

4) 実践した看護過程を客観的に評価、考察できる能力

看護ケアの結果を比較・分析して客観的に評価できる能力

5) ケース スタディの能力

一連の看護過程とその結果をスタディとしてまとめる能力や物事を深く追求する知的興味、自主学習のできる姿勢など。さらに、スタディの結果を今後の看護実践に役立ててゆける能力

## 2. 短大教育の特色

短大設置基準は、保助看法の指定規則のカリキュラム基準をほとんど機械的に単位に置き換えたものといえる。従って、学生の人間的成長を期するために本学独自の選択科目を取り入れてゆく余地は少ない。しかし、このようなカリキュラムの中にあっても、学院に比べて次のような利点があるといえる。

1) 看護実習時間が少なく、時間割にゆとりがもてること。

指定規則に定める 1770 時間の約 70 % とされているため、ここから生み出された 500 余時間は、本学の全開講時間 3200 時間の  $1/6$  にも相当する。この時間的余裕によって一般教養科目の充実をはかり、自主学習の場を提供できることの意義は大きい。

2) 看護実習時間の何割かを学内実習にできること。

学内実習内容としては、技術実習、コミュニケーションや精神的看護、人間理解に関する学習ケース、スタディの指導、その他に学外実習のオリエンテーションやまとめを行っている。学内では、準備された同一学習を全学生に行わせ得ることや種々の仮説に基づく実験的実習を行わせ得るという利点がある。しかし、看護はあくまでも人間を対象に行うものであるから、学外実習の効果をあげやすいように組み合せることによって、学生を積極的に看護実践に取り組ませるよう助けることができる。

3) 教育環境が充実していること。

実験実習室、視聴覚教材、図書の充実、さらに、人的環境として専任の教員の多いことが、教育効果に及ぼした影響は大きい。200 名の学生に対して 30 余名の教員という恵まれた条件の

もとに、学生は教員と接する機会も多く人間的にも学問的にも多くの影響を受ける。また、看護の領域に他教科の知識を応用する際にも多くの指導を得ることができる。

このように比較してみると、学院教育との違いは、何を教えるかよりは如何に教えるかの違いであり、短大設置基準に縛られているとは言え、短大にはまだ教育の主体性が認められていると言えよう。

### 3. 短大教育の限界と今後の課題

短大は、教育方法においては学院よりも主体性を認められていると言えるが、設置基準に縛られているという点では大学よりはむしろ学院寄りの教育を行っていると言えよう。

このような短大の立場が、必然的に卒業生にも反映していると言える、すなわち技術的な面では学院卒業生に劣り、問題一解決的思考方法や研究的能力では大学卒業生に劣るという中途半端な看護婦を育ててしまう結果になった。しかし、本学の卒業生に関する追跡調査でも、技術面での未熟さは遅くとも6ヶ月以内に解消できるという教員の予測が裏付けられたのであるから、今後の教育の重点は、研究的態度の育成におかなければならぬと考える。研究の能力を育成することは、大学教育においてすら困難であると言われており、短大においては尚さらに困難である。しかし、短大卒業生ではあっても主体的に研究することが要請されていることや、研究に関して卒後教育が十分とは言い難い看護界の現状から考えて、短大においても、研究的態度を育成すると共に、研究に関する正確な認識を持たせた上で、卒業後の研鑽を重ねるように指導しなければならない。

例えば、学生の主体性と学問への興味を育てるため、次のような方法をとっている。

- 1) 文学・心理学・英文学・化学・生物・物理学・解剖学・生化学・微生物学などの教科に必修以外に30~45時間の選択を設けて、学生に各グループの中から1教科ずつ選択、自主的に学習を深める機会を設けた。
- 2) 特別演習の名称で全学的な規模でのゼミを開き、教員と学生の学問上の交流を深めると共に、さきの選択科目や看護実習とも関連づけて看護に関連する種々の疑問や問題を多面的に掘りさげて学習し、自ら解決してゆくことを通して、学ぶことへの興味や学習の方法を身につけさせる。
- 3) 看護実習における問題一解決学習の結果をケース・スタディとしてまとめる。

本学の卒業生の研究に対する意欲は強く、短大で研究の基礎を教えることを希望しているものが多いが、研究的能力の育成における短大の限界を理解した上で、研究に関する妥協な考え方や自己満足に陥るのではなく、先に述べたような研究的態度によって、日々の看護実践に地道に取り組んでゆく中から、実践家としての研究が生れて来ることを分からせたいと考える。

## おわりに

看護短大の役割の1つは、優れた看護実践者の育成であろう。そして同じく看護婦の育成を目指している学院が、短大以上に多くの問題を持っており、これら学院においては、短大における教育が1つの好ましい目標となっている。従って短大は、設置基準などによる教育上の限界を大学へ移行することによって解決しようとするのではなく、現在の看護界における短大の役割を自覚しながら、「看護実践のできる看護婦の育成」はどうあるべきかをカリキュラムや教育方法において考えてゆくことが、短大のもう1つの重要な役割であると考える。

本学には、2年課程の進学コースも併設しており、3年課程以上にカリキュラム上の制約が大きく、高校教育と継続させることに多くの困難があるが、今回は、この問題にはふれなかった。

## 3. 研究員や現任教育の立場から

東京都精神医学総合研究所

医療看護研究室 中山洋子  
(16回生)

### 1. はじめに

私は大学卒業後、2年間社会学を学び、精神病院において、3年余看護婦として働いた後研究所に移り、現在はこれまで働いていた精神病院の外来で研修を続けながら、研究室の仕事として看護協会や病院で開かれる看護婦の現任教育にかかわりをもっている。

そこで、ここでは、いままでの自分の経験の中から基礎看護教育の何に問題を感じ、何をめざすことを望むかという点から話していきたい。

なお、私がここでいう基礎看護教育とは、3年制課程や4年制課程の看護教育、進学コースと呼ばれる2年制課程の看護教育など、看護婦の資格を得るために学校教育をさしていることをあらがじめ断っておきたい。

## 2. 看護婦として働きながら夜間大学に学ぼうとする動機からみた基礎看護教育の問題点

雑誌「看護教育」誌上にも発表しているので御存知の方もあると思うが、1974年に「働きながら夜間大学に学ぶ看護婦の動態」について調査する機会に恵まれた。これは継続学習の在り方について考える際の資料のひとつとして、「いま、現在、看護分野のどの層がどのように動いているのか」「どのような人々がどのような問題を抱えて悩み、模索しているのか」を実態把握するために企図されたものであった。だんだん増えつつあるように思われる夜間大学への看護婦の進学の問題は、看護分野の内包している問題を逆に映し出しているように考えられた。

その中から、ここではテーマに沿って、進学の動機に焦点をしぼり、問題を出してみたい。

まず、大学に進学しようとする動機を多い順に追ってみると

- ①他分野にふれることにより、看護分野では得られないものが期待できると考えたから
- ②大学という場で学んでみたかったから
- ③職種をかえたかったから
- ④看護分野の抱えている問題を深めてみたかったから
- ⑤教養を身につけたかったから
- ⑥学歴の問題

などとなっている。

この動機については、大きく三つに分けることができるようと思われる。ひとつは、「他分野を知りたい」「教養を身につけたい」「看護のかかえている問題を深めたい」「自分の職業に距離をおいてみたい」など、看護が人と人とのかかわりあいの中で人を看とる仕事である以上、どのような教育を受けようとも直面するであろう問題、すなわち、看護婦の生涯教育に関する問題であるように思われる。もうひとつは、「大学という場へのあこがれ」や「大学に進学する機会に恵まれなかった」「看護学校が学歴としてプラスされない」など、看護教育が大学教育でないことに関する問題である。三つめは、「職種をかえたかった」など転職の問題であり、これは“なぜ看護婦をやめたいのか”といふもう一段掘り下げた分析が必要となろう。

教育の問題を受ける側の視点に立って考えてみれば、どのような教育を受けようとも、それでよしと満たされることはあるえない。特に、人と人とのかかわりあいの中で、人間的な成長を求められる看護においては、よりそりであるし、だからこそ、看護にはどうしても継続学習が必要になってくるということもできる。看護婦の継続教育や現任教育はこうしたことからクローズアップされ、継続教育や現任教育に一定の成果があがれば看護婦の生涯教育の形もいくつかわってくるであろうと期待される。

調査の中でも「"自分たちが3年間、看護学校で習ってきたことではどうにもならない"とか、"大学に行かなきゃやれないんじゃないか"といいういろんな悩みに対して、教育に限らず病院の中で看護婦を教育できる人たちがリーダーシップをとっていれば、大学に行ったりはしなかったであろう」と語っているように、病院内の看護教育のもつ意味と渴望は大きい。

確かに、現任教育の充実によって基礎看護教育あるいは看護教育のかかえている問題のいく分かは解決されていくであろう。しかしながら、看護の中だけで看護婦のかかえる成長の問題を満そうとするならば問題は少ないが、他分野との交流の中でもできるような道にしようとするならば、看護における基礎教育の方は非常に大きな障害になっている。

例えば、調査の中で、大学で学びはじめた病院の助産婦さんはこう述べている。

「大学の教養課程だけを見ている範囲では、別に看護学校、保健婦、助産婦学校とて劣るものではないとつくづく感じます。なぜ、このように各種学校で学んだがために、同じようなことを大学でしなければいけないのかとなさけなくなる。こんな時、看護学校というものは何だったのだろうかと考えさせられます。」

このように、看護には他分野との教育の共通基盤がないがために、他分野の学問に触れてみたいと思う時、入学試験を受け直し、はじめから大学教育を受けなければならないという不都合さと困難さがある。

働きながら、夜間、大学に学ぶことをやり遂げるということそのことに意味を見い出す見方もあるが、看護婦の学びが、考え方を問わず、みなそれを乗り越えなければなされないという点においては、非常に不合理であると考えられる。「大学という場で学んでみたかった」「看護学校が学歴としてプラスされていいから」という声を聞くに及んでは、高学歴社会において、看護が社会的負目をもたなければならないのは、その教育が大学でなされていないということが見のがせない要因となっていることは認めざるをえないであろう。

医療が複雑化する中で、職種が増えれば増える程、その協同者としての看護婦は、他分野の人々と対等に論じあい、交流しあえる共通の基盤を欲しいと望むであろう。また、看護分野に男性が進出が増えてくれば、女性が担うことの多い職業ゆえにあまり重要視されてこなかった「社会的地位」の問題の解決は、いま以上に迫られるであろう。

看護教育が大学教育になればそれでよいのとか言われれば、問題はそれだけではないと答えなければならない。しかし、制度という個人的な努力ではどうしようもない問題は、できるだけ取り去る必要があることは確かであろう。大学ではなかったがために大学へ行きをおすという努力が、看護のもっと異なる側面に使われるならば、看護の専門化は、より Positive な方向に進むような気がしてならないのである。

### 3. 臨床の中からの問題提起

私は精神科領域の臨床経験しかないので、できる限り一般的なレベルで考えるよう努力をしたが、それでもなおかつ片寄りがあるであろうことをことわっておきたい。

大学で看護を学んだ者より、いわゆる3年制の基礎看護教育を受けた者の方が、技術の面ではすぐれていると従来いわれてきた。しかし、長い目でみれば、スタートの時点でどちらかが技術的な面においてできるようになっているかはあまり関係がない。もし、基礎看護教育の時点をふりかえるならば看護実習をどんな姿勢で受けてきたかということと、看護のどの側面に目を向けるように教育されてきたかの方がより重要であろう。学校を出たての時は、わからないことを聞くことに対して、聞いた相手や周囲の者から、あきれられたり、いやな顔をされることがあっても、聞かないよりはよいと、聞くこと（質問すること）は許容されることが多い。新卒看護婦への評価は、聞くことよりも、むしろ聞いたことに対するその個人の姿勢や努力にかかっているといえよう。そして何よりも、臨床に出てから数年の間に何を学び、どんなようなことに関心を向けるようになったかが、その看護婦の今後の看護行動に大きな影響を与えている重要なことのように思える。

私は、その卒業してからの数年の間の学びの中で、自分の経験や同僚の姿から、私の受けた、あるいは、現在の看護教育について、次のようなことに気づき、疑問をもったのである。

すなわち、私たちは、医学的診断にのっとった看護に対する教育は受けているが、診断を下すまでのプロセスに関与する教育を受けていない。もう少し説明を加えれば、医学的診断というのはあくまでも治療のための目安や予測であり、治療者側に重要な意味をもつものである。しかし、診断とは別に患者は、患者自身の生き様の中で、悪化から回復までさまざまな転帰にかかるプロセスを展開する。そのプロセスの中で、医学的診断を覆したり、確固たるものにしたりしている。そのプロセスを共有していれば、看護婦として刻々と変わる現象をどう捉え、何を情報提供し、どうしたいかということがでてくるであろう。しかし、医学的診断にのっとった看護においては、診断に基づく治療方針はこうだから、看護は“こうすべきだ”、“こうしてください”ということしか看護婦にかえってこない。私はこのことが、看護 identity の確立を阻む大きな要因であり、医療職種の中で看護が市民権を得ない決定的な事柄であるように思う。

また、こうしたことに関連して、医師や心理、社会福祉を学んだ者から、何かを教えてもらおうとする姿勢は看護婦にあるが、看護の立場からはこうであるが、医学や心理学、社会福祉学からみた意見はどうなのかという突き合わせに、看護婦は加わることが少ないという現象が、臨床の場においてみられる。これは、私には、看護婦の能力や看護が医師の指示によって左右され、独自に理論的な意味づけをされることが少ないとこの問題だとは思えない。また、看護婦の医療構造における位置づけの低さからくる問題とも考えられない。

看護婦が自分の意見をもつことは、看護が体系化されなければ、理論化されなければと言った問題では決してない。これは、やはり基礎教育における看護への構えの問題であり、自分の知覚したことどう表現するかの訓練の問題であろう。看護婦が、自分の知り得た情報を他の看護婦、医師、その他のパラメディカルスタッフの中に反映させることのおもしろ味を知っていれば、臨床における看護はもっと生き生きとし、醍醐味のあるものになるにちがいない。

もうひとつの問題は、看護関係の学会に現わされているように、病院の中での看護研究がさかんになっているが、方法論の吟味がほとんどなされていないということである。すなわち、臨床の中でやったこと、感じたことをまとめるという作業はさかんになされているが、それは、あくまで、まとめるという作業にすぎないのであって、意図をもつ研究ではない。私自身も含めて、やはり、ひとつの研究をする際の正式な手続の訓練が看護教育の中でなされていないようだ。私は、決して、看護が科学的でなければならないとか、学術的なものでなければならないとか述べているのではない。看護には、科学的であったり、方法論を確立すれば「看護」が抜け落ちてしまうという危険性もある。しかし、看護婦が研究することにおいて、正式な論文の形式や方法をあえてとらないことと訓練を受けていない、知らないということでは意味がちがうということを私は強調したい。研究方法の位置づけをなさない現状のままでは、看護研究が、やったことをその時々まとめ、やった者の満足感を得るという段階に留まるのではないかという危惧を抱かざるを得ない。

看護教育の全体的な構想の中で言えば、看護の研究や方法論は、大学院教育の中でなされればよいという意見もある。しかし、毎年、卒業する多くの看護婦の全体からみれば、看護のリーダーシップをとる人々が大学院を出るまでには道はかなり遠く、全体がそのレベルにまでひき上がるこことはあまりにも遠すぎる。しかし、臨床の中でなされた看護研究が、もう一歩というところで単なる吐き出しのための論文となっていくことは、あまりにも、もったいないと感じざるを得ない。

以上、述べてきたことから考えて、私は基礎看護教育の課題は、他分野と、あるいは医療、福祉にかかわる他職種分野との共通基盤をどうもてるかということにあると考える。

この問題に取り組めるならば、私は、看護教育が3年であろうが、4年であろうが、そのこと自体が問題になったり、どんな役割を担いあうかということは、学校や教育者の教育方針にまかせてよいのではないかと思う。何か私が、形の問題にこだわっているように思えるかも知れないが、私は、受験競争から進学率の高まる社会状勢の中で、完璧な教育などありえないと思う。それよりも、やはり3年制の教育課程にしろ、4年制の教育課程にしろ、看護においては、それが継続学習あるいは生涯学習の出発点であること、そして、看護が専門職たらんとするためには、その教育が、看護を選ぶということが、他職種とのかねあいにおける負目になってはならないことを主張したい。

看護婦がどのような意識をもち、どんな看護をしているのか実態がつかめないほど、混沌とした看護界の現状の中では、伸びる芽を伸ばす、学びたいと思う人々に道を切り開いておくということより

他、現実的な解決策はないように思う。だから基礎看護教育は、本当に看護に取り組みたいと願う学生の希望を閉ざさない教育であってほしいと願うのである。

#### 4. 四年制大学における看護教育について

高知女子大学 南 裕子  
(11回生)

私に与えられた主題は、四年制大学の教育に携わっている立場から、看護教育の問題と展望について討議を展開することにある。しかし、前もって、明確にしておきたいのは、私は、高知女子大学の教育者の立場から話をすることでなく、私、個人の意見として、以下のことを、述べるのであるということである。私は、与えられた時間内で、三点から、意見を述べたい。まず、現在の看護教育の問題点について、簡単にふれ、次いで、看護における職種の役割分担構想について述べ、そして、最後に四年制大学における看護教育の展望について、私見を述べたい。内容に関しては、文献の学習を基礎としているが、私、個人の体験から、将来を夢みたり、願ったりするものであって、論理的には、又現実の可能性からややかけ離れたものになる危険性を含んでいるかと思う。

##### I 現在の看護教育の問題点

四年制大学における看護教育の展望を試みる立場からみると、現在の看護界また、看護教育の実情には、次のような問題が存在すると思う。

###### 1) 医療制度の展望が不明瞭である。

最近は、理念の上で、包括医療が呼ばれ、国民の健康増進、保護および疾病の早期発見、早期治療、かつ、回復への援助に関して、多々意見があるが、国家的立場から、具体的な将来の展望がなく、従って、看護が、その中で、どのような位置を占めるのか、不明である。

###### 2) 社会における看護の役割規定が不明確である。

国民の看護、総合看護という概念のもとに、看護界は、看護の役割の拡大と意味づけをおこなっているが、それは、社会一般の人々の看護の役割認識の現状とは、かけ離れたものである。一方、看護界内部の認識も、不統一であり、かなりの混乱がみられる。

###### 3) 看護学としての学問が未熟である。

詳細に述べる必要もないが、学問の未熟性は、看護教育の展望を困難にしている。

4) 現行の保健婦、助産婦、看護婦法による免許の三本立てと、養成所指定規則にあげられた教育目的の不明瞭さは、看護教育を総合的に行おうとする時問題になる。

5) 物質的に人的に看護教育条件は貧困である。

6) 看護職種の役割分担が不明瞭である。

准看護婦と、看護婦の役割規定が、法の上からの、また現実場面においても、不明確であり、ほとんど同一の仕事に携わっていることが多い。また看護婦育成のための教育機関は多様であるが、免許は同一であるために、各種学校卒業者と大学卒業者との役割分担がほとんどない。一方、看護界で、管理、教育、研究に携わる看護婦の資格が不明確であり、現実にはまちまちである。

7) 従って、役割分担にもとづく、各々の教育機関の教育目標の設定が不明瞭である。

ほとんどの教育機関は、新カリキュラムにもとづいて、総合看護の概念のもとに、看護の役割の拡大をといっているが、各々が、どの部分を分担しうるのかという議論に欠けている。

8) 看護は専門職であるという将来の自己像に較べ、専門職の基礎教育課程である大学の数と、学生の定員が少ない。

9) 看護教育系の文部省の短期大学の設置基準はあっても、四年制大学の設置基準がなく、現在基準に用いられるのは、昭和28年に出されたものであり、現状にあわない。

10) 大学教育の目標に関して、大学者側の認識と、一般の看護界の期待との間に、ギャップが存在する。

11) 保助看護法下における教育のカリキュラムは、もり沢山で、必然的に過密化している。大学教育と、養成所指定規則との関係を改善すべきである。

12) 大学教育における、一般教育と専門教育との関係が、教育界でも問題にされており、看護の大学教育においても、一般教育の目的、また各々のもつ比重の置き方が、検討されるべきである。

13) 四年制大学は、専門職の基礎教育課程であるのに、教育目的が多目的傾向にあり、資格や免許の取得しうる数が多い。

14) 看護教育技術が未発達である。最近の看護教育の技術の発展は目をみはるものがあるが、しかし教育条件の貧困性、看護学の未成熟性などの影響をうけて、まだまだ未発達であると思う。

## II 看護における職種の役割分担構想

上記のような、問題を抱えているものの、我々が、看護教育の展望をするとき、各々の教育機関は将来看護界でどんな役割をになう人を育成することを期待されているか、知る必要がある。従って、まず職種と役割分担について、考えることを述べたい。

まず、看護に携わるもの的基本的資本条件を一定にし、各々の専門性に応じては、免許を作らない

現在は、看護婦、保健婦、助産婦の三本の免許がある。従来言われている保健師法案は、三つの免許取得者に対するものであった。私は、現行の保健婦、助産婦の教育が補修教育であることなど考えるとき、三者を統合させて、ひとつの免許というよりは、看護の再構成を行って、基礎的教育目標を定かにして、免許を一本化することが望ましいと思う。

その様に、看護の基本的免許は一元化された上で、看護者の教育機関は、三種類のものが考えられる。従来から看護教育の主流を占める三年制の各種学校と、段々その数を増している三年制短期大学並びに、四年制の大学である。本来は、三年制の短期大学と大学の二つの機関が望ましいが、現状から考えて、当分は各種学校に、依存するところが大きいと考えられる。

教育投資の異なった人々が、卒業後同一の仕事に携わるのでは、社会における経済性に欠けることになる。私が、教育機関を三種類にしたのは、二つの看護の基本的役割を想定したからである。すなわち、看護の第一義的行為 (Primary Care) を行う、専門職看護婦 (Professional Nurse) と、第二義的活動 (Secondary Care) を行う技術職看護婦 (Technical Nurse) である。Primary Care を行う Professional Nurse は、他の社会的機関や健康の科学の領域の機関の人々と協力して、対象者の健康の問題を、適確に把握して、最上の援助が得られるような配慮を行うことができる看護婦である。これに携わる者の基礎教育は、四年制大学で行われるが、Generalist として、Primary Care を深めるためには、更に研修や教育をつむ必要があるだろう。

Secondary Care を担当する Technical Nurse は、Professional Nurse のリーダー。シップのもとに、実務の技術を担当し、看護ケアの実際を効果的に行うことができる看護婦である。すなわち、これにたずさわる者の教育は、高校卒業者に対する三年間の教育であり、各種学校もしくは短期大学で行われる。ここを卒業する者は、基本的な看護技術を習得して、主に、病院や施設などで、病人のケアにあたることになる。

以上が看護の基礎教育課程のめざるものである。大学で基礎教育をうけ、意欲と適性のある者は、更に、修士以上の卒後教育を修めることによって、各々の専門への道を歩むことができる。それは、教育者や研究者、もしくは、看護のある領域の Specialist としての道である。基本的技術を担当する Technical Nurse としては、基礎教育機関が完成教育であることが原則であるが勿論、講習会や研修会などを通して、医療や看護の変遷に対応できるように、卒後教育が準備されるべきである。看護の業務の中には、それ程教育を必要としていない仕事が含まれている。資格や免許をもたないが一定の訓練や教育によって、Technical Nurse や Professional Nurse を補佐することのできる看護助手が必要であろう。彼女達は、Professional Nurse や Technical Nurse の指導監督のもとに補助業務を担当する。

以上が看護の職種の役割構想である。

### III 四年制大学における看護教育

前述したような Primary Care を担当する Professional Nurse の基礎教育課程の教育目標は、従って、①将来、Primary Care の行える専門職看護婦で、実務に着くことのできる者を育成すると、②看護学大系に貢献できる者の基礎づくり、を目指すことになる。

教育体系は、基礎教育の意味を含めた一般教育と、看護の専門教育に大きく二分できる。一般教育は、人間形成に寄与するものであり、人間の理解と、社会機関の役割を、各々の学問体系を通して、理解する能力を身につけることにある。昨今、大学教育における一般教育のあるべき姿に関する議論が盛んであるが、文部省が提示しているように、各々の専門課程に対する基礎科目を、一般教育の今までの科目と読み替える必要もでてくるであろう。私の考えでは、解剖生理学や情報科学などは、一般教育の中に入りうる。一般教育と基礎教育との関係では、その大学の教育のあり様に影響をうける。即ち、従来の国立大学のように、一般教育と専門教育を二分して最始の2年間は一般教育のみを行う場合と、四年間を統合して、専門教育を組み込む場合とである。

専門教育は、大きく三分できると思う。本質論（理論）と方法論（技術）並びに、研究である。現在は、いずれの領域も未発達であるが、とくに方法論に欠けると思う。私は、看護を狭義には、健康の各段階に位置する個人または集団が、個人または集団にとって、よりよい状態をめざしている過程で医療の一部を担当すると共に、主に、生活状態をよりよく整えるための援助活動であると思う。従って、方法論として、対象者の理解では、主に人間の成長、発達過程および健康の各段階が生活者に及ぼす影響を理解することに焦点がおかれるだろう。援助活動は、対象者が生活を整えてゆけるように、物理的、化学的、社会的および人間関係的な技術を用いて展開されるだろう。

教育の基本方針として3点から考えたい。

ひとつは、一般教育と専門教育の比率だが、4：6位が適当ではないかと思う。また、現在のカリキュラムには過密傾向で、学生の自発的学習活動を促していく実情である。カリキュラムは、時間を制限する必要がある。また、実務看護者の育成のために、カリキュラムは実務志向性が必要である。

以上のような教育を施行するためには、教員の質と数の充実をはかるべきだ。

また、それによって、教官の研究活動に対する時間の確保を約束することになる。

また、大学にふさわしい図書など教育設備の充実が必須である。看護教育は、あまりにも投資がされていないと思う。

## 質 疑 応 答

### 山 崎（智）

各々の意見でございました。

時間があまりございませんけれども、各々の立場で使われた基礎看護教育ということばの中身が少しづつ、ニュアンスが違うように思うのです。そのあたりを追加発言お願いしたいと思います。

小林さんは、3年の看護学院での教育は、専門職業人への基礎教育だというふうな発言だったと思います。専門職業人とは、どういうことか。話が大きくなってくると思いますが、そういうことをからみ合させて、発言していただきたい。高橋さんは、短大の教育では、実践家の育成ということでお話をいただいたわけですが、そうしたときに、先程、南さんの役割分担構造というのがありました。そのあたりは、4年生の看護教育課程では、どのような役割期待が寄せられるかというようなこともお聞きしたい。よろしいでしょうか。

### 小 林

私は、専門職業人としての基礎教育ということで論を進めたんですが、専門職業人になることを、この3年の看護学校で要求しているということではなくて、卒業後、いわゆる生涯教育を通して、専門職業人となる要素をそういうものを3年の教育の中で、やっていきたいということと、それから、3年の看護教育の中では、高橋先生の話の中でもありましたし、同じように実践できる看護婦といいますか、研究する、教育するという立場でなくて、実践する看護婦というものを養成していくべきじゃないかという考え方で述べたつもりでした。

### 高 橋

一寸、よくまとまらないんですが、南さんの話、例えば、4年制では Primary Care のできる人の基礎をつけることと、Secondary Care のできる能力を養うこと、この2つがあるとすれば、短大では、明らかに、Secondary Care のできること、そのことにおいては、看護学院もあまり変わりはない、と思うのですが、その中で人間的な広がりとか、いわゆる教育らしい教育をうけて、柔軟性のある考え方ができるという意味では、今短大の方が、すぐれているかどうかは別として、恵まれていると思いますし、そういう教育をやっぱり看護学院の方でも行なわれていくべきじゃないかと思います。そのときに、どこに違いがあるかということ、要するに、Primary Care の基礎が養えるという意味では、短大においては、例えば、ゼミを行なうとか、いろんなことをしてそういうことを全く養っていないわけではありませんが、系統立てたものは、恐らく今、できないんじゃないかなと考えます。

それから、カリキュラムの件に関してですが、南さんが、指定規則がないことが悩みだとおっしゃいましたが、短大では、指定規則があることが悩みである、というふうに、立場が変わると 矛盾し

ていることがあるわけですが、要するに今、短大の指定規則というものが、本当の意味で、Secondary Care のできる部分をはっきり明確にできますと、大学のものは、それプラス Primary Care の基礎というふうに、大変明確になってくると思います。これは、先程は話しませんでしたが、私どもの学校は、もう 1 つ別のコースもありまして、2 年制の短大も、もっているわけですね。看護高校のつき足しの教育をやっているわけですが、これは、看護高校のカリキュラムと全く同じ、というわけではないでしょうが、どうしても、一貫性を見いださずにはいますし、大変無駄な教育をしておりますし、明らかに、2 年制のレベルが下だと考えるわけです。そういうふうなことから考えます時に、やっぱり 3 年制のカリキュラムというものが明確になりましたなら、4 年制への移こうの時、移こうといいますか、学生の転入ということも、もっとはっきりしてくるのではないかと思います。

### 中山

特に、私の発言の中からというわけではないですが、ただここでもうひとつの問題提起一問題提起までにはならないでしょうが、調査を行なった中で、強く感じたことは、看護というのは、看護という仕事上、かなり、人間の成長過程との問題で、教育を考えなければならないんじゃないかというふうに感じたわけなんですが、要するに、1 番早く臨床の場に出る人たちは、15~16 才からでる人と、私などは、臨床に出たのは、24 だったわけですが、そういったときに、人間の苦悩といいますか、死という問題とか、そういうことに直面する意味が違うということは、非常に大きな問題じゃないかと思うのですが、やはり、看護教育を考える際にも、その看護というものが、特殊であるが故にやはり、どういった時期に、どういった教育をすればいいのか、という人間の成長のプロセスとのかねあいで教育を考えていただけたらと考えています。それだけです。

### 南

指定規則があってもなくても問題が起るだろうという感じがしますが、指定規則がありますと、多少条件が緩和されていくんではないだろうかという、そういう期待をもって、お話ししたんですが。

大体、どの法律ができます時にも、私たちが期待しますのは、その法律の根拠になっています理念というのが、ほしいと思います。そういう意味では、4 年制大学の指定規則、設置基準ができます時はそういうことを、十分に考えて欲しいものだと思います。そういう領域で、私たちの大学も、いろいろの役割を担っていくことになるだろうというふうに考えています。

継続教育の問題ですけれども、学びたい人には、学ぶ道が大いに開けている必要があると思います。特に、看護婦の社会というのは、非常に、エネルギーに満ちた人たちがいて、特に進学の問題、継続学習の問題というのは、中山先生から指摘されたような 勇気 のある人たちが、たくさんいるわけですが、そういう場合に、だからこそ、私たちが大学教育の場合提供することが期待されるわけです。例えば、短期大学から 4 年制大学への移こう、又は、3 年の各種学校、卒業した人たちの 4 年制大学

への移行、それは、いずれは、考えていかなければならぬことだと思います。ひとつの歴史的な流れの中では、継続教育という問題は、考えていかなければならぬんだけれども、考え方の根本として、日々 安易に流していくまいということを、考えていきたいと思います。すなわち、何を教育目標としているかという、その違いをはっきり見きわめながら、3年行ったから、プラス1年でいいとかプラス2年でいいという形でその2年間に、何をあてはめるかという形の作業ではない別の意味の作業もやっていかなくては、看護がずっと今まで現実の中で、何とか現実を少しでも緩和しようとして妥協してきた失敗をまた、繰返す危険性を含んでいると思います。

山 崎 (智)

追加発言は、以上で終わりまして、皆様方から御意見、質問などをお願い致します。

発言の前に、どなたへの質問かをはっきりさせていただきたいと思います。

芝 田

一寸、指定規則のことを。指定規則というのは、厚生省が、ライセンスにつながる条件として、もうけているでしょう。それは、4年制の大学も同じように規制しているわけですが、4年制の大学としての大学の設置基準はない。だから、4年制の大学の大学設置基準というものが、現在の短大のように、つまり、厚生省の条件をそのまま、鵜呑みにしなければならないかどうかが、今問題になっている。特に千葉大のように講座制で、科目を指定している。指定規則が、全部ここに入っている、ここに入っている、ここに入っているというような調子で、今やっているわけです。それは、千葉はよいと言っているけれど、厚生省も、多少の問題を持っている。あれは困るというように考えている。その辺の調整をつけて、4年制の大学としての大学設置というもの、その考え方の背景には、厚生省の指定規則にあまりとらわれたくない、最少限度という条件は、多少認めるにはしても、その条件をできるだけせばめたい、そして、大学としての看護教育のかなり自由な大学本来のカリキュラムをつくるのは、大学の責任だから、しかし、それにも、一つの条件はあるわけです。最低条件という形の、あれはつくってもらわねばならない。

もう一つの、我々が期待するのは、そういう条件がつくられたら、当然、高知女子大学のような、こんなスタッフじや問題にならん、もうちょっと、高知女子大学の教員スタッフの増強もそういう法的な基準ができたら、可能性もでてくる。こういう期待もある。

4年制の大学、大学の設置基準がつくられるという問題は、なかなかシリアルな問題、それにもむかって、今、看護系大学の6大学でカリキュラムの検討というのをやっている。それを一つの手がかりにしながら、文部省に、積極的に働きかけるという流れが、出ています。すぐには、なかなか実現せぬかもしれないが、そう遠くない時期に、実現してもらわないといけないと思います。そういうことです。

## 和 井

問題は、設置基準をつくって、それによって、高知女子大学も、充実させていく以外にはないということですが、確かにそういうことだと思いますが、私たちも、設置基準でかなり余裕のあるものをつくってもらいませんと、かえって、迷惑するようなことも、でてくるんじゃないかと思うわけです。そんな面で、慎重に検討していかなければいけない問題だと思います。

それから、私、もう一つ、南さんのあれに、追加したいのは、看護協会としても、一応制度の問題につきまして、随分、理事会あたりで、検討しまして、基本的な、一つの制度の姿勢、教育制度の姿勢というようなものを出してきて、先の50年の総会のときに、全部の人たちが来て、一応、反対はなかったんだけれど、公に答申するところまでは、いっていないということで、かえって、准看養成廃止の問題が、クローズアップされてきて、その点に集中されたような形になっているのは、大変残念なことだと思いますけれど、私たちも、4年間理事として、行っている間に、毎日の理事会でいろいろ検討しまして、免許の一本化をやろうという方針までは、いっていたけど、答申しようというところまではね。果して、それが、なかなか制度改定には、協会としては、一応の姿勢をだしても、アメリカあたりでは、むしろ、看護協会というものが、イニシアチブをとって、政府機関を動かしているようなことがあるけれども、そこまでの権威というものが、まだ日本の看護協会はないということが、残念なことだと思います。

## 山 崎 (智)

短大における設置基準は指定規則を大巾にとり入れた形での設置基準が設けられたがために、かなり、融通のきかない現状が残されているんではないかということじゃないかと思います。

幸か不幸か、今のところ不幸だと思いますが、4年制の大学では、設置基準がまだ設けられていない、かなり、慎重にして、設置基準のいわゆる設置への動きというのを、慎重にしていかないといけない、というふうに考えるわけです。最低が最大に、いつも解釈されるきらいがありますので。

## その他、何か一

はい、どうぞ、明神さん。

明神さんは、新潟の短期大学に勤めておられますけれど、どなたへの質問でしょう？

## 明 神

高橋先生と南先生に、お聞きしたいのですが、私も、今、短期大学にいるわけなんですが、先程、言われた基礎教育課程というのは、保助看そといったものを、総合看護として、とらえたところの基礎教育課程なのか、それとも単に、看護を、看護婦自身としたものなのか、そういう点について、おうかがいしたい。

山 崎 (智)

高橋さんからどうぞー。

高 橋

そのことは、うまく話の中に入れなかった問題で、きいていただいて、大変有難いですが、これは私、個人の考え方になるかもしれません、3年制では、総合看護ということの基礎を教えるというよりは、いわゆる看護婦として、私が看護実施というときは、いわゆる病院での看護、患者を対象としていることが大変大きいわけで、総合看護ということは、概念的には教えていますし、そして、その中での看護婦の位置づけということも、教えているわけですけれども、そういう広い意味では、とらえておりません。

山 崎 (智)

現状では、保助看といったような、3本化がとられているわけですけれど、そのあたりを基礎教育課程というときに、どう押さえていくかという御質問に対して、高橋さんは、看護婦教育を基礎教育ととらえるということでした。

和 井

これは、43年の新カリではなくて、26年に改正されましたときから、すでにもう、3年制の看護教育の中に、公衆衛生看護そういうふうなものが、多く取り入れられたので、それ以前には、プラス1年だったのを、結局1年は、必要じゃないだろうというので、最低6ヶ月ということで、制度の上では、短縮されたわけですけれど、実際の運営として、どうしても6ヶ月では、できないということで、8ヶ月教育ということにしてましたけれど、結局、養護教員の問題が、保健婦学校を出した人たちが、養護教員の資格をとりますのに、8ヶ月では2級しかとれない、1年にすれば1級免許がとれるからというふうなことで、2つをかねあわせて、1年ということにしているわけで、実際的には、基礎教育の中ですっきりしていけば、あの補習教育という問題でもって、助産婦もちらもやていわれるんじゃないだろうかと、いろいろ意見が協会あたりでも、出ていたわけです。だからそれを、3ヶ月にするか、何ヶ月にするか、という問題はまた、いろいろ出てくると思います。動きとしては、かなり強くでているということです。

森 田

助産婦学校の場合も、同じようなことです。法的には、6ヶ月でございますけれども、~~三次的~~なものが重視されまして、現在1年ということです。

山 崎 (智)

時間がちょっとしかないんですが、この問題を掘り下げて討議していますと、それだけで時間がなくなってしまう△その他に何か問題点と申しますか、ありましたら出していただいて、ないようでし

たら、この問題点をどんなふうにやっていきましょうか。

ほかに、お気づきの問題点など御発言は、ございませんでしょうか。ほかにというのは、基礎教育課程以外、何かここで、話しておくということ。

### 中　山

私の問題に関して、3年制の短大の方で、少し討議していただきたいのは、先程出た研究の問題ですけれども、今後とも臨床の場における研究というのは、非常に拡大していくと思うんですが、先ほどからいくと、3年制の大学では、そういったことができるということよりも、むしろ、テクニカルの面でのスペシャリストとして、おくっていくことの方が優先するんじゃないかなと、ということと、現状をふまえますと、むしろそういった部分は、今は、3年制の課程を終えてきた人たちに、研究をかなり、担ってもらっている面が多いわけですから、その辺のところを、今後どう考えていらっしゃるかということを、少しおきました方がいいんじゃないかなと思うんですが。

南先生の方から何か、そういったもの、4年制の大学出の人たちが担うか、大学院の中で、ということになっていくのかもしれません、現状から、私は、そもそも言ってはおられないような気がするんですが、そうすると、今の研究をどのくらいのレベルまで求めるかということまで含めて、少し討議していただけたらと思います。

### 山　崎（智）

4年制の大学課程で、研究というものを、どの程度まで、教育の中に織り込んでいくのか、そのことについて一

### 南

実際的にいって、私の教育年とか、経験年からいって、学生に看護研究とは、ということを教える自信はありません。ということは、看護研究が、研究というのは日本語では、1つしかないんですが research と study とあるとしたら research と study とあるとしたら、research のレベルの教育というのは、こういう課程がありますよ、というぐらいの話はできたとしても、本当の研究方法を使えるようには、教えられないだろうと思うんです。だから、research のレベルでは、恐らく、そういうことではないんだけれど、study のレベルでいきますと、もう少し条件が違ってくると思います。例えば、今までの看護学会をみると、だされていて研究科目自体は、研究というよりは、むしろ、まとめだとか、学習したとか、何かひとつの具体的な問題があって、問題解決をしたとかというレベルも、研究と呼ばれていいわけですね。そこらへんを学生に、はっきりみききわめていく力というんですか、これは研究としての質を高めていくとか、まあ、例えば、これは本当に自分たちの学習経験として、まとめてみただけとか、というふうな区別をするとかいうことで認識のレベルでほしいな、ということ。その他、問題解決方法だととか、学習の方法だととかいうようなレベルで、例えば、文献学習の方法だととか、事例研究の方法だととか、study のレベルの事例

研究の方法だとかというのは、臨床の場で実習をしている中で、ある程度身につけて、視点みたいなものができたらいいなと考えています。

山 崎 (智)

高橋さんは一

高 橋

私は、看護短大では、そういうことを教えないと言いましたけれど、うちの他の先生に聞くと、きっと研究の基礎を教えていると言われるかもしれません。ただ、これは、私の経験を通しての反省から、そういうふうな、いい加減な研究らしきことを教えたらいけないんじゃないいかという気持ちが大変強く、最近出てきましたものですから、こういうふうな話をしたわけですけれども、やっぱり短大においても、物のみ方というんでしようか、本物とにせ物をみきわめるとか、そういう、南さんが言われたような、本当に考え方の基礎として、そこに本当の看護観というようなものが育っていれば、患者のために、そして、よりよい看護を行なうために、その場所で、日々改善していかなければならぬことが多くあると思うので、そういうのを地道に、積み重ねていく、そして、それがひとつの実践から研究になっていくことがあるかもしれませんし、そういうふうに伸びていってもらいたいとは思いますけれども、本当に研究とは、というようなことは、今のカリキュラムもありますし、それから教員の能力というようなこともありますし、現に、4年制の大学と3年制の大学では、学生の資質が大変違います。4年制に入ることのできる学生が、ほんのまあ少數いるとしたら、その人たちが、将来において、伸びていってくれるだろうという期待もあるわけなんですけれども、まあ、そういうことも含めて、短大のレベルでは、研究というようなことには、あんまり力を入れられないんだということです。

山 崎 (智)

高橋さんの御意見は、そういうふうなことでした。他にも短大の、あるいは専攻科の教務に勤められていらっしゃる方もいるようですが、他の方々は、どのようにお考えなのでしょうか。

明 神

短大での研究というのは無理だと思います。私たちの能力からしてもできないということで、だけど、今の看護界の現状から考えれば、やはり短大の学生が多くなっていますので、何かの形での糸口が必要じゃないか、ということを考えまして、それで総合実習という時間がありますので、それで、どういうふうに使うかということを考えまして、3月から始まる成人・母性・小児・保健婦実習とか、

そんな場面の実習を通して、自分自身がひとつのケースをとるのに、今年は、実際、時間的なもののがありませんでしたので、ひとつのケースを通して、自分が看護をどうとらえたのかという看護の基だけの形で、或いは何かできるんじゃないかということでした。研究という形でなくて、看護学のまとめという形で、総合実習というのを位置づけてみたんですけど。

### 森 尾

私はもと、進学課程の教育に少し携っていたことがあります。3年課程に併設されておりまして、やはり、研究者を育てるか、実践者を育てるかという問題がたびたび話題にのぼりまして、看護研究をどのようにとり入れていくかということで、いろいろ議論をたたかわせたわけですが、結局、研究者を育成したいのか、実践者を育成したいのかということで、実践者の育成ということで割りきってしました。ただし、将来、その人たちが、かなり実践者として、伸びるんじゃなくて、その中からも、研究者として伸びる人もいるだろうから、その人たちのために、それらしきことに、やはり、ふれておかなければならぬんじゃないかということで、研究とは、ということのあらましにふれる程度

それから、実践者としても、ただ同じ経験、ただの経験の繰返しじゃなくて、看護を進めるために一步でも前進できるように、今日の看護は明日の看護の糧になるように、という意味で症例研究というようなものをいちおうやらせてています。そのように研究というものをとらえて参りました。

### 山 崎 (智)

すべての人を考慮した教育内容といいますか、なかなか一

### 芝 田

時間がないけど、一言いわせてもらうとね、せっかく厳しい区別の方向へ、行っているのに、こんな水をさすようなことを言っていけないが、secondary Care のレベルでも、それは研究というかどうか、言葉をね、一つに共通で使うから、話がややこしくなるんだけれど、それは、僕はあると思う。やっぱり、看護機能そのものというのは、さっき言われたけれど、日に日に新たになっていくという基本姿勢って欲しいね。現場の経験というのは、まとめるという形でいいんじゃないの。それがないと困る、と僕は思う。そういうものはいると思う。大変失礼だけれど、何とか学会、何とか学会と言っているけど、本当言えば、そういうところでやっている発表と言うたら、大半が、Study ですよ。本当の research と言ったらね、研究といったら、そんなにたくさんあるものじゃないですよ。どこの世間にだって。だから、それしか、研究じゃないと言い始めたら、学会で本当に研究をやっている学会というのは、どれだけあるか、ということ。

だから、僕は、そんなに厳しく、一応区別すべきだと思う。思うけれど、主導者は、そういうこと

をちゃんと知っていて、そして、やっぱり、このレベルにおける研究というものの必要性というかな、それは、いるんじゃないかと思う。それは大事なことだと思うんですよね。ただ、しかし、3年制の短大で、studyの研究必修というような形にすべきかどうか、それは、多少検討の余地はあると思いますがね。だから、Case Studyというのは、大変いいと思います。諸君には、随分難しいことを僕なんか、卒論、卒論と、やかましいことを言うたが、本質論なんや、言うたりしてね、あれは、ちょっと僕なんか思いあがっていたけどねえ。はじめは、Case Studyやっていた、そのくらいのレベルはいるんじゃないかという気がするんだけど。

山崎(智)

高橋さんたちの、見分けることのできる程度に研究方法を教えておくという……。

芝田

それがね、それが、大変なんだ。本物がやっぱりわからなかつたら、本当はわからないわけだ。しかし、それは、方向としては、大切だ、考え方としては、大切だね。

山崎(智)

それじゃ、時間になったわけですが、もう少し時間を頂戴してよろしいでしょうか。芝田先生、森田先生、2～3分ぐらいで、御発言いただけたらと思います。

森田先生、どうぞ

森田

皆さん、たくさんの御意見を御発表いただきまして、そして、いろんな現代の制度の問題とか、そして、現代の問題点とか、いろんなことにつきまして、討議することができたんでございますが、私ども大学といたしましても、やはり、この問題は、大きな問題でございまして、4年制大学は、大変少なくて、先程、南さんからも言われましたが、全国で10校しかございません。その中では、教育学部にありますところの要項が含まれておりますが、それで、日本の中で、非常に少ない存在だとしての役割というものを十分自覚して行動をすすめて、いかなければならぬんじやないかと思います。やはり、4年制大学の問題点というものをしっかりとふまえていかなければならぬと思っております。私どもなりに研究し、そしてまた、6大学の研究会も進めていきたいと思っております。教育目標を紹介しようと思っておりましたが、省略させていただいて、今後、私どもの課題と致しましては、~~26~~年経過致しましたけれども、そのままになっておりますので、家政学部の中にいるということになっていて、近い将来、やはり家政学部のままでは、かなり現在の他の3科とは、性格が異なりますので、ぜひ独立をして、教員刷新の面でも、そしてまた、内容の面でも、教育内容の面での充実をさせていきたいと思っております。

そして、できるならば、大学院の修士コースをつくっていけば、と思っております。

それまでの過程と致しまして、最近、何人かの卒業生が、大学の方に、研究生として、残っております。そしてまた、大学院に進学をされるような方も現在でてきていますので、学びたいという学生のために、専攻科のような課程を持ちたいと思います。そういうような将来にむけての構想をもっておりまして、今後、こういう機会に、充分に討議致しまして、当大学の発展のために協力していただきたいと思います。

山 崎 (智)

どうもありがとうございました。それでは、芝田先生

芝 田

前日に、大体、皆さんのお話をうかがつていて内容は知っていたんですが、今日は、まとまつたお話をうかがつて、私は、実は心から感激をしておるところです。素晴らしい発表だったと思うんで。1つ1つの発表に対しての私の感想というものは差し控えますが、まあ中山さんは、大部心配されておりまして、看護教育の現状は、 大部停滞した状況が続くだろうという御意見で、私も多少そんなかんじがしないんでもないですが、しかし、世界の全体の流れというのは、きょうは、少々、最後に大きなことを言わしてもらいますが、流れというのは、もう御承知のように非常に高学歴化の社会傾向というのが、一般化しているわけですね。ただ、どこの国も、学部の入学者というものの数は、頭打ちになりつつあるというような傾向はあります。しかし、それは、どういうことかというと、学部で学ぶ者の社会のニードというのは、どんなに考えてみたって、たくさんないわけですよ。しかし Practical な仕事というものは、社会では、高学歴化していくほど、むしろニードは高まると思います。そう考えると、今の看護短大は、大学にしてしまえば、ことが済むというふうに考えられない。そうすると、4年制の大学と短大の役割分担というものは、一体、どうなるのかということは、かなり大きな現実の課題でもあるし、将来の課題でもあるという意味で、きょうの御提案があったわけですが、ここで、結論というものを出すわけには参りませんけれども、まあ、私などは考えますのに、3年制の大学を出て短大を出て、4年制の大学に入って、更に、Master なり、Doctor なりに発展してすんでいくというような人たちも必要だろうと思うんです。そういう道は、今後、開かれなければいけないと思いますが。

Practical なそういう仕事を生涯の仕事としたいという人は、短大を出てですね、実務者として働くというふうなことが、世の中に 段々定着していくだろうと私は思います。当然4年を出て Practical な仕事をしてもいいわけですよ。南先生の表現なら、いわゆる secondary care でいいわけですが、しかし、これからは、看護の世界もいわゆる Primary care でしようが、そういう人たちが、中心スタッフになつていかなかきやならんと思うのですね。

現在、アメリカは、かれこれ 230 いくつかの大学があります。大学院がかれこれ 60 近くあるわけです。人口が違いますし、ものの考え方が必ずしも同じではありませんから、その数字をそのまま鵜呑みにするわけにはいきませんけれども、まあ、いろいろな条件を考えて、いつも申し上げたこ

とがあるんですが、なんとか、ここ10年、少なくとも20年先には、全国で60ぐらいの大学、看護大学ができ、14から20くらいの大学院は、できなければいけないと思うんですね。そのくらいないと、私の考えるような、いわゆる我々の社会機能としての看護機能というものが、いわば、独立した役割分担をするというわけにはいかないだろうと思います。依然として、従属的な地位を保つ以外にはないという形になるだろうと思います。どうしても、やはり、これほどの高学歴的な社会の中で、この機能は、この機能なりのひとつの自律的な、まさに専門職というのは、そういう機能ですかね、自律的に、自らの機能を社会に対して責任を負えるようなそういう集団でなければ、専門職の社会と言えないわけですから。そのためには、今、言ったような、人材が段々育たなければならないと思うのですね。多少、我々は、先を焦りまして、さっきの研究じゃありませんが、大変無理なことを皆さんに、申しあげてきたんですが、年をとるとともにやや落着きました。最近は、あまりものを言わんようになりますし、必要ないから言わないんじゃなくて、4年制の大学の役割というのに、やっと、私自身も気づき始めたということではあるんですが。しかし、依然として、女子大卒業生に高い役割期待がもたれているという事実は、これは、ますますその傾向が強まることはあってもですね、弱まることはないと思うんです。助言者の発言をちょっと、逸脱しておりますが、そういう意味を含めて、諸君の御健在を切に、私は望んでおるわけでして、それを最後のお願いにして、終了の言葉を結びたいと思います。どうもありがとうございました。

山 崎 (智)

どうもありがとうございました。

ここで、総まとめということになるわけでございますが、予定の時間を超過致しましたので、こまかにまとめは、皆さんの頭の中でまとめていただくことに致しまして、大きく問題提起されました以外に、ここであらたに問題として出されましたのは、基礎教育の課程とか、研究の問題といったことだろうと思うわけです。

こういった学会を、ここだけの単発的なものに終わらせたくないという気持ちがするわけてして、今後にもむけて、各々の立場で、こうした問題をじっくり考えていただきたいということをお願いし、そして、来年の学会ではひとつのなんかテーマをもって、その統一テーマの中での分担研究といふんですか、ひとつの部門をどなたかに、依頼するというかたちで、そして、それをまたもちよって、そこで共通の立場で、討論したいというようなことを考えるわけてして、来年、何月頃になりますか、一寸このテーマについてよろしく、というふうなことでお願いすることがあろうかと思いますが、そのときはどうぞふたつ返事でお引きうけいただけるように御協力ををお願いしたいということで締め括りの言葉、誠に恐縮ですけれども、そういう形で終わらせていただきたいと思います。どうも、時間を超過致しました…… ありがとうございました。 (拍手)

(注) 途中、記録ミスのために省略されている箇所があります。